

令和6年度「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの採択について

1. 事業の概要

別紙1のとおり

2. 予算額

23,808千円

3. 採択件数等

- ・採択件数 10件
- ・採択団体 別紙2のとおり

4. 審査

外部有識者による「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業企画・評価会議の審査を経て、文化庁が決定。

(委員名簿は別紙3)

<担当> 文化庁国語課

地域日本語教育推進室

日本語教育推進係

電話：03-5253-4111（代表）

（内線4845）

令和6年度「生活者としての外国人」のための 特定のニーズに対応した日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

本事業は、日本国内の各地域に在住する外国人等（以下、「生活者としての外国人」という。）が、生活していく上で必要な日本語能力を身に付けるための地域における日本語教育（以下、地域日本語教育という。）において、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ」（以下、「特定のニーズ」という。）に対応した先進的な取組を創出し、普及することを目的とします。

2. 事業内容

「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に対応した日本語教育に関して知見を有する団体（NPO法人等）が、各団体の特徴や長所を生かして行う、「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及する下記の取組を対象とします。

- ① 運営等委員会の設置 【必須】
- ② 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の特定のニーズのための先進的な日本語教育（30時間以上）の実施 【必須】
- ③ 取組の成果の発信 【必須】
- ④ 上記にかかる人材の育成
- ⑤ その他、関連する取組の実施

3. 支援対象

(1) 団体要件

本プログラムに応募できるのは、次の①か②のいずれかの要件を満たす団体です。

- ① 法人格を有する団体
 - ② 法人格を有しないが、次のアからオの要件を全て満たしている団体
 - ア 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ※ ただし、地方公共団体及び総務省認定地域国際化協会を除きます。
※ イからエの要件を満たしているかどうかについては、アの「定款又は寄附行為に類する規約等」の内容で確認します。
※ 都道府県又は市区町村が設置した実行委員会等の組織は応募できません。

(2) その他の要件

○応募回数の制限

本事業の応募において、同一の特定のニーズに対応した日本語教育を扱うものについては、通算3年を上限とします。

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額（案） 24百万円
（前年度予算額） 24百万円



現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、「特定のニーズ」）が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件（前年度：8件）

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 想定される取組例

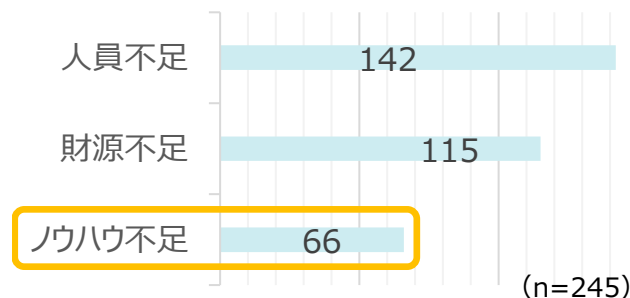
● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

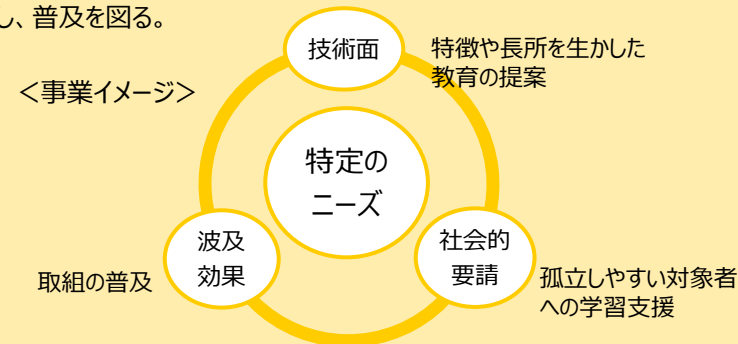
地域の日本語教育に関する課題



（出典）出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

令和6年度「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラム 採択団体一覧

No.	都道府県	団体名	代表者職名	代表者氏名
1	埼玉県	地球っ子クラブ2000	代表	高柳 なな枝
2	東京都	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	会長	炭谷 茂
3	東京都	特定非営利活動法人 CWS Japan	事務局長	小美野 剛
4	東京都	学校法人 学習院	理事長学習院長	耀 英一
5	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団	理事長	永坂 哲
6	東京都	特定非営利活動法人 国際活動市民中心	代表理事	大久保 和夫
7	東京都	特定非営利活動法人 PEACE	理事長	マリップ・センブ
8	静岡県	特定非営利活動法人 フィリピンナガイサ	代表理事	中村 グレイス
9	愛知県	社会福祉法人 せんねん村	理事長	中澤 信
10	兵庫県	つどう場こうべ	代表	尾形 文

令和5年度「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した
日本語教育事業
企画・評価会議 委員名簿

う つ み ゆ み こ
内 海 由 美 子

山形大学学術研究院 基盤教育院 教授

た わ ら や ま ゆ う じ
俵 山 雄 司

名古屋大学言語教育センター 准教授

な か が わ ゆ う じ
中 川 祐 治

大正大学文学部日本文学科 教授

ふ か え し ん た ろ う
深 江 新 太 郎

NPO多文化共生プロジェクト 代表

わ だ た か こ
和 田 貴 子

公益財団法人名古屋YWCA
日本語教師養成事業部 部署責任者

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した

日本語教育事業委託要項

平成20年4月21日
文化庁次長決定
平成21年2月27日
平成24年4月17日
平成27年12月8日
平成28年2月5日
平成29年12月12日
令和3年1月26日
令和3年11月15日
令和5年1月12日
令和6年1月12日
一部改正

1 趣旨

本事業は、日本国内の各地域に在住する外国人等（以下、「生活者としての外国人」という。）が、生活していく上で必要な日本語能力を身に付けるための地域における日本語教育（以下、地域日本語教育という。）において、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ」（以下、「特定のニーズ」という。）に対応した先進的な取組を創出し、普及することを目的とする。このうち、委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

文化庁は、以下の業務を委託して実施することができる。

(1) 地域日本語教育実践プログラム

「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に対応した日本語教育に関して知見を有する団体（NPO法人等）が、各団体の特徴や長所を生かして行う、「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及する業務。

3 業務の委託先

文化庁は、上記1の趣旨で述べた目的を実現するため、以下の団体（以下「実施団体」という。）に業務を委託する。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。

- ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ただし、地方公共団体及び総務省認定地域国際化協会を除くこととする。

4 応募制限期間等

本事業については、以下の応募制限期間等を設ける。

- (1) 虚偽の申請や報告による委託費の不正な受給、委託費の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 本事業以外の文化庁及び他機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)から(2)に準じて取り扱う。

5 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

6 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

7 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（「人件費」、「事業費、(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額)」、「一般管理費」、「再委託費」）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したとき又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

10 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記9により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11 その他

(1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、調査及び現地調査を行うことができる。

(4) 実施団体は、業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

(6) 令和6年1月12日一部改正は、令和6年度事業より適用するものとする。